

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(23)

目次

規則

○富山県事務委任規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第25号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「タまで（タ）を「セまで（セ）」に改め、同条第3号中「事項」の次に「（市の区域に係るものを除く。）」を加え、同条第4号セ及びソを削り、同号中タをセとし、同条第6号中「事項」の次に「（市の区域に係るものを除く。）」を加え、同条第16号ア中「経営」を「営業」に改め、同号エ中「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「検査させる」を「検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改める。

第4条第1号サ中「第28条第4項」を「第28条第3項」に改め、同号シ中「第28条第5項」を「第28条第4項」に改め、同号ト中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同号ナ中「第33条第9項」を「第33条第11項」に改める。

第8条第2号中ウからチまでをエからツまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 道路法第37条第2項の規定により警察署長に協議すること（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の改正規定（附則第3号に掲げる改正規定を除く。）並びに第4条第1号サ及びシの改正規定 公布の日
- (2) 第4条第1号ト及びナの改正規定 平成30年4月2日
- (3) 第2条第16号ア及びエの改正規定 平成30年6月15日

(人事課)